

滋賀県立大学インターネット出願および入学検定料収納代行決済に係る業務 に関する落札者決定基準

1 評価実施機関

- (1) 評価は「滋賀県立大学インターネット出願システム提案評価委員会」（以下「評価委員会」という。）が実施する。
- (2) 評価委員会は、入札参加者から提出された入札書および提案書について本落札者決定基準に基づき、付与する点数の判断を行う。

2 総合評価に関する事項

- (1) 入札参加資格
 - ア 公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程第3条[注]に規定する者に該当しない者であること。
 - イ 本件の契約と種類をほぼ同じくし、かつ、規模が同等以上である契約を締結し、これらを全て誠実に履行している者であること。
 - ウ 滋賀県における物品の買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者であること。
 - エ 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止または公立大学法人滋賀県立大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱による取引停止の措置期間中でないこと。
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号までまたは第6号の規定に該当しない者であること。
- (2) 評価項目
総合評価落札方式の適用において評価対象とする項目は、入札価格ならびに別紙の評価基準に掲げる「評価項目」とする。
- (3) 評価配点
評価にあたっては400点（総合評価点）の範囲内で配点を行い、入札価格による評価点（価格点）と提案書の内容等による評価点（技術点）に区分し、配点をそれぞれ価格点100点、技術点300点とする。
- (4) 評価方法
 - ア 入札価格による評価
入札価格による評価点（価格点）については以下の評価方式により算出する。
$$\text{入札価格による価格点} = \text{価格点の配布（100点）} \times \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}\right)$$
 - イ 予定価格

滋賀県立大学インターネット出願および入学検定料収納代行決済に係る業務に係る予定価格（消費税および地方消費税を含まない。）を公示する。

ウ 技術評価

- ① 提案書の内容について、別紙の評価基準に基づき技術評価を行う。
- ② 技術点は、評価委員会が項目ごとの評価内容について評価を行い、300点を満点として採点を行う。

3 落札者の決定方法

- (1) 価格点と技術点の総合評価点が最も高いものを落札者とする。
- (2) 総合評価点と同点となる入札者が二人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別に連絡を行う。
なお、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

4 評価の対象外となる場合

入札価格が予定価格を上回る場合は、評価委員会による評価の対象外となるとともに落札者決定の対象から除外される。

[注]

—公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程—

(一般競争入札に参加させることができない者)

第3条 特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者